

別紙（諮問第４号関係）

答 申 書

平成２２年４月２８日付宇城市高第１７６号・個人情報保護審査諮問にかかる事案（諮問第４号で受理）については、次のとおり答申します。

第１ 審査会の結論

異議申立人のした死亡者〇〇（最後の住所：〇〇、生年月日：〇〇、死亡年月日：〇〇。以下「故〇〇」）にかかる介護保険法に基づく介護給付費請求明細書（介護報酬明細書）

但し ・平成〇年〇月から平成〇年〇月までの下記施設介護サービス費支給分

・指定介護療養型医療施設の所在地及び名称

宇城市小川町北新田５番地

医療法人社団大森会おおもり病院

・被保険者番号：〇〇

の開示請求（以下「本件開示請求」）に対し、保有個人情報の全部を開示しないこととした決定に取り消すべき違法はない。

第２ 理由

１ 異議申立の趣旨

- (1) 宇城市長が宇城市個人情報保護条例（以下「条例」）に基づき、平成２２年１月５日付宇城市高第１８３１号で異議申立人に対してした保有個人情報不開示決定処分（以下「本件不開示決定」）の取消を求める。
- (2) 開示決定処分の義務付け（異議申立人が平成２１年１２月２１日付で開示請求した保有個人情報の件名又は内容の文書又は電磁的記録等の開示）を求める。

２ 異議申立人の主張

本件不開示決定の『通知書における「宇城市個人情報保護条例第１５条に該当」との不開示理由の記載は、複数項ある条例１５条に

対し、条項を特定するに足る事項の記載を欠いた不適法なものであり、本件処分は無効である。』（『』内ママ）

3 実施機関の主張

本件不開示決定の通知書（平成２２年１月５日付宇城市高第１８３１号保有個人情報不開示決定通知書（以下「本件通知書」））には、「宇城市個人情報保護条例第１５条に該当」との記載の後に続けて「（理由）ご請求の内容は、自己を本人としておらず、また死者の遺族の個人情報となる場合に該当しない。」と記載しており、本件不開示決定を無効とするべき記載の欠如はない。

4 審査会の判断

(1) はじめに

異議申立人の主張は、条例第２１条２項に規定される不開示決定の理由付記に関し、本件不開示決定にかかる本件通知書の記載には不備があり、かかる手続の瑕疵は処分の効力に影響する（無効である）というものと解される。

そこで、当審査会としては、理由付記の趣旨に鑑みて、本件通知書の記載は、処分の効力に影響する程度の不備があるのか否かを検討することとした。

(2) 検討

ア 理由付記の趣旨

理由付記については、機能的見地からみて、行政機関の恣意抑制機能ないし慎重配慮確保機能、相手方に対する不服申立便宜機能を期待されたもの（最高裁昭和６０年１月２２日第３小法廷判決参照）と考えられている。

イ 本件通知書の記載

そこで、本件通知書にみるに、本件通知書には、「開示をしない理由」として「宇城市個人情報保護条例第１５条に該当」が挙げられた上、これに続けて「（理由）ご請求の内容は、自己を本人としておらず、また死者の遺族の個人情報となる場合に該当しない」旨の記載がある。

ウ 各機能の充足如何

この点、異議申立人の指摘するとおり、条例１５条には１項、２項があり、単に「第１５条」との記載の限りではいずれの項に該当するのか直ちには判然としない。

しかしながら、前記イのとおり、本件通知書には、単に条文の摘示にとどまらず具体的な理由が記されており、これによれば、自己を本人とする保有個人情報の開示請求権を明らかにした条例１５条１項の適用如何を問題として、不開示としたことは明白である（そもそも、同条２項は、法定代理人による開示請求が可能であることを明らかにしたものであって、本件開示請求においては問題とならない。）。

そして、かかる程度の理由付記があれば、これに期待された恣意抑制機能ないし慎重配慮確保機能、不服申立便宜機能（前記ア）は十分に果たされる。

エ 以上によれば、本件通知書に、処分の効力に影響する程度の記載不備はない。

(3) 結論

本件不開示決定に取消すべき違法はない。

5 審査会の処理経過

諮問第４号にかかる審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	審議経過	備考
平成２２年４月２８日	諮問受理	宇城市個情審第１号
平成２２年５月１８日	第１回審議	平成２２年３月８日付け 異議申立書等顕出 実施機関から説明聴取 審議・答申内容決定